木の文化を支える森づくり活動の推進について(概要)

1 趣旨

地域の協議会等と森林管理署等の間の協定に基づき、国有林野を活動のフィールドとして利用することを通じて、「木の文化」の継承に貢献する森林づくり活動への国民参加を推進する。

2 対象とする木の文化

- ア 修理及び復旧に大径長尺材等の資材を必要とする歴史的建造物等
- イ 資材を特定の樹材種に依存している伝統工芸品、祭礼行事等

3 実施箇所

以下の要件を満たす箇所

- (1) 対象とする木の文化と関連が深く、必要な樹材種が生産可能な箇所
- (2) 水土保全林(国土保全タイプ) 森林と人との共生林(自然維持タイプ) 分収林、ふれあいの森以外の箇所
- (3) 効率的な間伐等の事業実施が可能な箇所

4 実施主体

木の文化の関係者、地方公共団体、その他の賛同する者が参加する協議会

- 5 協定の締結及び活動の実施
 - (1) 森林管理署長等と実施主体との間で<u>10年以内の協定を締結、活動内容に応</u> じて更新・継続
 - (2) 実施主体は、植樹又は更新補助作業から始め、下刈等の保育作業を実施
 - (3) あわせて木の文化に関する理解の増進に資する活動を実施
 - (4) 森林管理署は、計画作成、活動実施等に当たり協力

6 その他

- (1) 森林管理局長は、実施箇所となる森林の面積及び位置を地域管理経営計画に記載
- (2) 森林管理署長等は、<u>協定終了後も当該森林づくり活動の趣旨を踏まえた</u> <u>管理経営</u>を推進